

公益社団法人東京都栄養士会栄養ケア・ステーション（以下東京都栄養CS）料金表

* 診療報酬・介護報酬は栄養CSでの受託が可能な業務のみ

2025/2/12

業務形態	項目	管理栄養士・栄養士紹介基本料金	備考	診療報酬 介護報酬等	
受託事業	外来・入院栄養食事指導料2	初回 30分	管理栄養士のみ：2,250円/件	初回の指導を行った月にあっては月2回、その他の月にあっては月1回 * 交通費は診療所負担	250点
		継続20分	管理栄養士のみ：1,710円/件		190点
	在宅患者訪問栄養食事指導料2	1.単一建物診療患者が1人	管理栄養士のみ：4,590円/件	患者1人につき月2回まで * 交通費は患家の負担	510点
		2.単一建物診療患者が2人以上9人以下	管理栄養士のみ：4,140円/件		460点
		3.1及び2以外の場合	管理栄養士のみ：3,780円/件		420点
	居宅療養管理指導（Ⅱ）	1.単一建物診療患者が1人	管理栄養士のみ：4,720円/件	利用者1人につき月2回まで * 交通費は利用者の負担	525単位
		2.単一建物診療患者が2人以上9人以下	管理栄養士のみ：4,190円/件		467単位
		3.1及び2以外の場合	管理栄養士のみ：3,800円/件		424単位
	栄養改善加算	通所系サービス	管理栄養士のみ：1,800円/件	* 交通費は事業所負担（居宅の訪問あり）	200単位
	栄養アセスメント加算		管理栄養士のみ：450円/件	もしくは1時間2,000円	50単位
	栄養管理体制加算	認知症グループホーム*2ユニット以上	管理栄養士のみ：2,500円/時間	月に1回以上、介護者に栄養ケアに係る技術的助言及び指導	30単位
	食事提供体制加算	施設入所支援・生活介護・就労移行支援・就労継続支援（A・B）型等	業務内容により異なる	献立確認（栄養価計算済）概ね1週間分で6,000円～、栄養価計算がない場合や献立表がない場合は別途	30～48単位/日
	総合事業：サービスC		契約ごとに異なる	管理栄養士による短期集中予防サービス	
	特定保健指導 初回面談 その他支援		管理栄養士のみ：応相談		
	個別栄養相談（自費サービス）		4,000円以上/件	東京都栄養士会事務所もしくはリモートにて実施	
	訪問栄養相談（自費サービス）		6,000円以上/件	利用者の自宅で実施 * 交通費は利用者負担	
	講師（講話のみ）目安時間：1時間まで		15,000円以上/件	* 交通費は依頼元負担	
	講師（調理実習あり）目安時間：2時間、材料費別		30,000円以上/件	* 交通費は依頼元負担、15人以上はアシスタント付 +15,000円/人	
献立作成		（介護・病態食）8,000円以上/日	献立作成（一般食）5,000円以上/日		
栄養価計算		1品：700円、1食分：2,000円、1日分：5,000円	* 栄養成分表示に関わるものは別途お見積り		
原稿料		5,000円以上	800字程度		
その他、栄養、食事に関する業務		応相談	健康関連イベントなどにおける栄養相談、コンサルティング業務等		
自主事業	来所による栄養相談	4,000円/回（30分）	東京都栄養士会事務所もしくはリモートにて実施		
東京都栄養士会事業		当該業務の事業計画の通り			

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービスによる業務は東京都栄養士会栄養CSが診療所、事業所等と契約し栄養ケア・ステーションの登録管理栄養士が実施する。

* 診療報酬・介護報酬・障害福祉サービスに係る業務は認定栄養ケア・ステーションでは契約できない。

《事業形態の分類》日本栄養士会の分類を採用。ここでいう事業形態とは「栄養の指導」に東京都栄養CSが関与する4つの事業形態のことを指す。

- ・ 支援事業：東京都栄養CSが医療機関等管理栄養士との間の、「栄養の指導」のための雇用関係の円滑な運用を支援する形態
- ・ 受託事業：東京都栄養CSが、医療機関、その他から、第三者（患者など）の「栄養の指導」を実施する業務を請ける形態
- ・ 自主事業：東京都栄養CSが「栄養の指導」を受ける本人から「栄養の指導」業務を請ける形態⇒食生活相談所への問い合わせ
- ・ 東京都栄養士会事業：当該業務の事業計画の通り

担当管理栄養士・栄養士への報酬は紹介料金からコーディネイト料金（10%～20%）を差し引いた金額になります。